

市有地一般競争入札のお知らせ

（令和 8 年 8 月～）



館林市ホームページでもご覧いただけます。

館林市 市有地入札

検索

お問い合わせ

群馬県館林市城町 1 番 1 号

館林市役所財産有効活用課財産活用係

TEL : 0276-55-4130

目 次

◆ 市有地売払い（一般競争入札）の流れについて	1
◆ 令和 8 年度市有地一般競争入札実施要領	2
1 入札対象物件	2
2 行為の制限	2
3 入札参加者の資格	2
4 入札参加申込	3
5 質問及び回答	4
6 入札保証金の納付	4
7 入札及び開札	5
8 落札者の決定	6
9 落札者が辞退した場合	6
10 売買契約の締結	6
11 契約保証金の納付	7
12 売買代金の支払期限	7
13 所有権の移転及び物件の引渡し	7
14 その他	7
◆ 土地売買契約書（案）	9
◆ 様式集	13
◎ 入札参加申込書	14
◎ 誓約書	15
◎ 入札保証金提出書	17
◎ 入札書	18
◎ 委任状	19
◎ 入札保証金還付請求書	20
◎ 質問書	21

市有地売払い（一般競争入札）の流れについて

※ 詳細は、2 ページ以降をご確認ください。

①入札参加申込	<u>令和8年8月3日（月）～ 令和8年9月4日（金）</u> ○時 間：午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「祝日」）を除きます。 ※正午から午後1時までの時間を除きます。 ○場 所：館林市役所 3階 政策企画部財産有効活用課財産活用係（館林市城町1番1号） ※郵送での申し込みは受付しません。直接来庁してお申込みください。
②質問及び回答	<u>令和8年8月3日（月）～ 令和8年8月21日（金）</u> ○場 所：館林市役所 3階 政策企画部財産有効活用課財産活用係（館林市城町1番1号） ※持参、ファクス又は電子メールで受け付けます。 ※原則、窓口及び電話等による口頭での質問には応じられません。 ○回 答：すべての質問及び回答をまとめたものを館林市ホームページに掲載します。 ○回答掲載予定日：令和8年8月28日（金）（多少前後する場合がございます。）
③入札保証金の納付	<u>入札前まで</u> ○<u>入札金額の5%以上</u>（1万円未満切上げ）の金額を納付していただきます。 ※落札者の入札保証金は契約保証金へ充当します。落札者以外には入札終了後返還します。
④入札及び開札実施	<u>令和8年9月29日（火）</u> ○時 間：午前11時00分から ○場 所：館林市役所 5階 503会議室（館林市城町1番1号）
⑤契約締結	<u>令和8年9月29日（火）～ 令和8年10月2日（金）</u> ○「市有財産売買契約書」2部に記名押印（割印）の上、1部に収入印紙を貼付し、館林市へ提出してください。
⑥契約保証金の納付	<u>契約締結日</u> ○落札額の10%以上（1万円未満切上げ）から入札保証金額を差し引いた金額を納付していただきます。
⑦売買代金の納付	<u>本契約日～2週間以内</u> ○落札額から契約保証金を差し引いた金額を納付していただきます。
⑧所有権移転登記	<u>売買代金の完納確認後</u> ○館林市が登記を行います。諸費用（登録免許税、必要書類準備に係る費用等）は落札者の負担となります。
⑨土地の引渡し	<u>所有権移転登記完了後</u> ○関係書類とともに現状有姿で引き渡します。

令和 8 年度市有地一般競争入札実施要領

令和 8 年 9 月 29 日（火）に館林市政策企画部財産有効活用課が行う市有地一般競争入札に参加する者は、次の事項を承知の上、入札に参加してください。

1 入札対象物件

物件番号	土地の所在地	登記地目	公簿地積	最低売却価格
1－1	足次町字熊ノ木 58 番 7	宅 地	501.36 m ²	8,550,000 円
1－2	広内町 3005 番 1	雑種地	405.00 m ²	9,143,000 円
1－3	美園町 11 番 4	宅 地	713.36 m ²	25,595,000 円
1－4	大街道三丁目 757－1	宅 地	335.29 m ²	8,964,000 円
1－5	大街道三丁目 758－1	宅 地	335.49 m ²	8,964,000 円

※本物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2 行為の制限

落札者は物件を利用するに当たって、次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業のために使用をすること。
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (4) 上記の用途のいずれかに該当することを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は物件を貸し付けること。

3 入札参加者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると認められる者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (4) 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 入札参加申込

(1) 受付期間及び時間

- ① 期間 令和8年8月3日（月）から令和8年9月4日（金）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ② 時間 午前9時から午後5時まで
※正午から午後1時までの時間を除きます。

(2) 受付場所

館林市役所 3階 政策企画部財産有効活用課財産活用係（館林市城町1番1号）

(3) 提出書類

- ① 入札参加申込書（14ページ）
- ② 誓約書（15ページ）
- ③ 印鑑登録証明書、法人の場合は、印鑑証明書
- ④ 住民票の写し又は外国人登録済証明書、法人の場合は、履歴事項全部証明書
- ⑤ 入札保証金提出書（17ページ）
※③④は、申込時点で2週間以内発行のものに限ります。また、連名の場合は連名者全員のものを提出いただく必要があります。

(4) 申込みに当たっての注意事項

- ① 申込書等の提出は、受付場所へ直接持参してください。
※郵送での申し込みは受け付けません。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 1物件に対して2者以上の連名（共有）による申込みも可能です。
- ④ 2者以上の申込みによる場合は、住民票及び印鑑登録証明書がそれぞれに必要です。
- ⑤ 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載の名義となります。

(5) 入札参加必要書類の送付

入札参加申込受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、財産有効活用課から入札に必要な次の書類を郵送します。

- ① 入札参加者証（入札参加申込後にお渡しします。）
- ② 入札保証金の「納入通知書及び領収書」

5 質問及び回答

入札の内容等に質問がある場合は、以下により質問書を提出してください。

(1) 質問書受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで

※直接持参される場合は、午前9時から午後5時までとします（ただし、正午から午後1時までの時間と、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）。

(2) 提出方法

質問書（21ページ）を、館林市役所財産有効活用課財産活用係まで持参、ファクス又は電子メールにより提出してください。原則、窓口及び電話等による口頭での質問には応じられません。なお、ファクス及び電子メールで提出した場合には、送信されたかを電話で確認してください。

(3) 提出場所

館林市役所 3階 政策企画部財産有効活用課財産活用係（館林市城町1番1号）

ファクス : 0276-72-3297

電子メール : zaikatsu@city.tatebayashi.gunma.jp

(4) 質問回答

すべての質問及び回答をまとめたものを館林市ホームページに掲載します。本入札についての補足等を掲載することもありますので、質問の有無にかかわらずご確認ください。

【回答掲載予定日】

令和8年8月28日（金）

※質問量や内容によって回答掲載日が前後する場合がございます。

6 入札保証金の納付

(1) 入札保証金額

入札参加者は、入札保証金として入札をしようとする金額の5%以上（1万円未満切上げ）に相当する金額を入札前までに納付してください。

(2) 納入方法

館林市から郵送する所定の「納入通知書及び領収書」により、館林市指定金融機関又は館林市収納代理金融機関の窓口で入札前に納付してください。

※入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した「納入通知書及び領収書」が返却されます。領収書は入札の際に必要となりますので保管してください。

(3) 入札保証金の還付等

① 落札者以外が納付した入札保証金は、「入札保証金還付請求書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、利子を付けずに返還します。返還には、開札後4週間程度かかります。

② 落札者が納付した入札保証金については、契約保証金の一部に充当します。

③ 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合又は契約保証金の納付をしない場合には、入札保証金は館林市に帰属します。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

① 入札日時

令和8年9月29日（火） 午前11時00分から

※入札開始15分前から受付を開始します。

② 開札時間

入札締切後直ちに開札を行います。

③ 入札及び開札場所

館林市役所 5階 503会議室（館林市城町1番1号）

(2) 持参するもの

① 入札参加者証

② 入札保証金納付済みの「納入通知書及び領収書」（コピー可）

③ 入札書（18ページ）

④ 委任状（代理人が参加される場合のみ。代理人の印は認印可）（19ページ）

⑤ 入札保証金還付請求書（20ページ）

⑥ 認印（代理人により入札しようとする場合は、代理人の認印）

(3) 入札書の記入方法等注意点

① 入札参加申込者本人（代表者）が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所及び氏名又は所在及び名称若しくは代表者を記入の上、申込者本人の印鑑（入札参加申込書に押印した印鑑に限る。）を必ず押印してください。

② 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者（委任者）の住所及び氏名又は所在及び名称若しくは代表者並びに代理人の住所及び氏名を記入の上、代理人の印鑑（代理人が委任状に押印した印鑑に限る。）を必ず押印してください。

③ 入札書への金額の記入は算用数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用してください。

④ 入札書の内容は訂正及び撤回はできません。

⑤ 入札書は直接持参によるものとし、郵送等による入札は認めません。

(4) 入札に当たっての留意事項

① 入札の実施に当たっては、1名以上の参加をもって執行します。

② 入札開始時刻以後の入場はできません。

③ 入札に当たっては、1名のみ会場への入場ができます。

④ 入札回数は1回とします。

⑤ 入札参加資格者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。

⑥ 入札の執行に際し、災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- ② 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ③ 館林市の予定価格（最低売却価格）に達しない金額をもって入札したとき。
- ④ 入札書に記名及び押印がないとき。
- ⑤ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- ⑥ 入札書の金額の前に「¥」又は「金」の表示がないとき。
- ⑦ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑧ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- ⑨ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
- ⑩ 所定の入札書以外の入札書により入札したとき。
- ⑪ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

8 落札者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格（最低売却価格）以上の入札をした者のうち、最高の価格をもって入札したものを落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
- (3) (2)において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない館林市職員にくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。
- (4) 落札者に対して、入札が終了した後に契約手続についての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約手続についての説明を受けてください。

9 落札者が辞退した場合

落札者が何らかの事情により契約を辞退したときは、当該落札者の次に高い金額をもって入札した者を契約者とします。なお、金額は、その額とします。

10 売買契約の締結

- (1) 契約締結期限
令和8年10月2日（金）まで
- (2) 契約の確定
契約は、両者が契約書（9ページ）に記名押印したときに確定します。
- (3) 契約費用
契約書に貼付する収入印紙等の契約に要する費用は、落札者の負担となります。

11 契約保証金の納付

- (1) 落札者には、契約日に落札金額の10%以上（1万円未満切り上げ）の金額を契約保証金として納付していただきます。なお、契約日は、別途ご案内します。
- (2) 本契約確定と同時に、入札保証金を契約保証金に充当しますが、不足がある場合は、その差額を館林市の発行する「納入通知書及び領収書」により納付してください。
- (3) 落札者の都合により本契約を解除した場合には、納付した契約保証金は違約金として館林市へ帰属します。

12 売買代金の支払期限

売買代金は、本契約日から2週間以内に館林市が発行する「納入通知書及び領収書」により一括で支払わなければなりません。

13 所有権の移転及び物件の引渡し

- (1) 売買代金を完納したときに所有権が移転し、同時に売買物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権移転登記の手続は売買代金の完納を確認した後に行います。
- (3) 登記手続は館林市が行いますが、諸費用（登録免許税、必要書類準備に係る費用等）は落札者の負担となります。
- (4) 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。
※詳細については、関係機関に確認してください。

14 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、本要領に記載された事項を熟知しておいてください。
- (2) 物件調書・位置図等は参考資料として利用してください。物件調書等が現状と異なる場合は現状を優先します。
- (3) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関に確認してください。
- (4) 売却物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て落札者において行っていただきます。
- (5) 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査、地下埋設物調査及び地盤調査は行っておりませんので、落札者の責任において適正な対処を行うものとします。また、土壌汚染、地下埋設物の存在及び地盤に関する問題の判明の有無を理由に売買代金の減額請求、損害賠償の請求、契約の解除又は追完請求はできないものとします。
- (6) 本要領に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによります。
- (7) 館林市では、下記の移住支援を行っています。
 - ① 館林市わくわく地方生活実現支援金
東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から館林への移住にかかる一時的な経済負担を軽減するため、支援金を支給するもの。

② 館林市移住定住ウェルカム支援金

県外から転入し、市内において住宅を取得したかたに支援金を支給するもの。

③ 市有地活用移住定住支援金

県外から移住し、市有地を購入して住宅を建築した方に支援金を支給するもの。

※支援金の支給には各種要件があります。

※各種支援金の対象となる場合がございますので、移住支援に関するご質問、ご相談は
地域魅力創造課地域戦略推進係にお問い合わせください。

【地域魅力創造課地域戦略推進係】電話番号：０２７６（４７）５１０２

土地売買契約書（案）

売出人 館林市（以下「甲」という。）と買受人【買受人氏名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲はその所有する末尾記載の市有財産（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

2 売買物件の地積は、公簿地積によるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（境界）

第4条 甲は、売買物件の新たな境界明示、境界立会い、測量及び地積更正登記を実施しない。

2 乙は、自己の責任と費用負担で境界に関する問題を全て処理し、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず、何ら請求、異議、苦情等を申し立てないものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、本契約の締結時に、契約保証金として売買代金の10%以上（1万円未満切上げ）を金融機関に納付しなければならない。

2 納付済の入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約保証金は、第21条に規定する損害賠償額の一部とは解さないものとする。

（契約の費用）

第6条 本契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

（売買代金の支払）

第7条 乙は、売買代金から契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書により指定期日までに甲に支払わなければならない。この場合において、第5条に規定する契約保証金は、売買代金に充当する。

（所有権の移転）

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転する。

（所有権移転登記）

第9条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、所有権移転登記手続を行うものとし、乙はこれに対応した責を果たすものとする。

2 前項の登記費用（登録免許税）は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第10条 売買物件の甲から乙への引渡しは、第8条の所有権の移転と同時に現状有姿で行う。

(危険負担)

第11条 売買物件が本契約締結後引渡しまでの間に、甲の責めに帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は追完請求をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、引渡しの日から2年間、乙は売買物件に関して追完請求をすることができる。ただし、追完に要する費用の額が第3条の売買代金を超えるときは、この限りでない。

(行為の制限)

第13条 乙は、売買物件に関して、本契約の締結日から次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
- (3) 前2号のいずれかに該当することを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は貸し付けること。

(実地調査等)

第14条 甲は前2条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、前2条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(環境)

第15条 乙は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用地に利用するよう努めるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙はこれにより損害が生じて甲にその損害を請求することはできない。

(原状回復の義務)

第17条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復し返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、現状のまま返

還することができる。

(違約金)

第18条 乙は、甲が第16条の規定に基づき解除権を行使したときは、違約金として売買代金の10分の1を、甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項の違約金を甲の指定した納付期限までに支払わなかったときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算した金額を延滞金として違約金に合わせて甲に支払わなければならない。

3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする。

4 違約金は、第21条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金)

第19条 甲は、第16条の規定に基づき解除権を行使したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、前条の規定により違約金が発生した場合において、甲は返還する売買代金から違約金を差し引くものとする。

2 前項の返還金には、利息は付さないものとする。

(公租公課の負担)

第20条 売買物件に係る公租公課その他の費用は、売買物件の引渡し完了の日までは甲の負担とし、以降については乙の負担とする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、第16条の規定により本契約が解除された場合において、売買物件に投じた必要費、有益費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金の相殺)

第23条 甲は、第19条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第18条に定める違約金又は第21条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(管轄裁判所)

第24条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第25条 本契約に定めていない事項又は本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（売出人） 群馬県館林市城町1番1号
館林市
館林市長 多田 善宏 印

乙（買受人） 住 所

氏名又は名称
及び代表者名 印

売買物件の表示

土地の所在	登記地目	公簿地積（㎡）
【土地の地番】	【地目】	【地籍】

様式集

入札参加申込書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名
連 絡 先

実印

下記物件に係る令和 8 年度市有地一般競争入札の参加を申し込みます。

記

1 入札参加申込物件

土地の所在	登記地目	公簿地積 (㎡)
土地利用計画 ※参考		

2 添付書類

(1) 誓約書

(2) 申込者が個人の場合は、住民票の写し（外国人の場合は、外国人登録済証明書）及び印鑑登録証明書（いずれも発行後 2 週間以内のもの）

(3) 申込者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書（いずれも発行後 2 週間以内のもの）

※共有名義で申込みをされる場合、全員が記名押印してください。また、共有者全員の住民票及び印鑑登録証明書も添付してください。

(4) 入札保証金提出書

3 連絡先

担当部署

担当者

電話番号 () —

F A X () —

誓約書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

※共有名義の場合

(共有者) 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

私は、館林市が行う令和8年度市有地一般競争入札への参加申込にあたり、下記の事項について承諾し、誓約します。

記

- 1 私は、以下の各号に定める者ではありません。
 - (1) 当該買受に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるもの
- 2 私は、以下の各号に定める場合であっても、損害賠償その他名目のいかなを問わず、何ら請求、異議、苦情等を申し立てません。
 - (1) 前項に該当すると認められ、入札参加申込を取り消された場合
 - (2) 入札参加申込書に事実と相違する記載があり、入札参加申込が無効とされた場合
 - (3) 入札参加申込後、契約締結期限までに契約締結に至らず、入札参加申込書を取り下げられたものとみなされた場合
- 3 私は、市有地の買受に当たり、以下の各号に定める内容をすべて承諾いたします。
 - (1) 本件土地は、現状有姿での引渡しのため、新たな境界明示、境界立会い、測量を実施いたしません。土地の分合筆・地図訂正・地積更正等については、買受人の負担で行ってください。なお、売却後に土地面積に差異があっても、売買代金の変更はいたしません。
 - (2) 本件土地は、現状有姿での引渡しのため、土壌調査、地盤調査、地質調査等を行っておりません。必要な場合は、買受人が行ってください。なお、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、館林市は責任を負いません。

- (3) 電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡します。移設等については関係者と買受人が協議してください。
- (4) 本件土地の利活用に当たっては、土地利用に関する法令等諸手続きが必要となる場合があります。買受人の責任において関係各所と調整を行ってください。
- (5) 土地の引渡し後において、本件土地の使用方法等が起因となって発生したトラブル、紛争等、いかなる諸問題が生じた場合においても、館林市は一切その責任を負いません。必ず買受人において問題を解決してください。
- (6) 物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、原則として現状有姿を優先とします。
- (7) その他「令和８年度市有地一般競争入札募集要領」及び「物件調書」に記載された内容等をすべて了承した上で、入札参加申込を行います。

入札保証金提出書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印鑑

令和8年9月29日に行う令和8年度市有地一般競争入札に参加したいので、下記のとおり入札保証金を支払います。

記

1 売 買 物 件

土地の所在	登記地目	公簿地積 (㎡)

2 入札保証金額 金 円

(注) 入札保証金額は、入札をしようとする金額の5%以上(1万円未満切上げ)です。

入札時、入札金額の5%未満であることが確認された場合、当該入札が無効となる可能性があります。

(注) 入札保証金を還付する時に印鑑照合を行いますので、鮮明に押印してください。

担当部課名

担当者確認印

入札書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

実印

住 所
(代理人) 氏名又は名称
及び代表者名

実印

令和8年度市有地一般競争入札募集要領を了承の上、次のとおり入札します。

1 入札金額

		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

2 入札する物件の所在及び地番等

土地の所在	登記地目	公簿地積 (㎡)

(注意事項) 次のいずれかに該当する場合は、入札が無効になります。

- (1) 本用紙以外の入札書を提出したもの、又は本用紙に不必要な加除訂正をしたもの
- (2) 入札書に記名押印がないもの
- (3) 入札書に記載した金額が算用数字を使用していないもの、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記載していないもの
- (4) 入札書の内容を訂正したもの
- (5) 代理人の場合、入札書に記載される代理人及び代理人の印が委任状と同一でないもの
- (6) 入札金額が予定価格（最低売却価格）に達していないもの

委任状

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
(委任者) 氏名又は名称
及び代表者名

実印

※共有名義の場合

住 所
(共有者) 氏名又は名称
及び代表者名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、令和8年度市有地一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

記

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

実印

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印鑑

令和8年度市有地一般競争入札に係る入札保証金の還付を下記のとおり請求します。

記

1 売買物件

土地の所在	登記地目	公簿地積（㎡）

2 請求金額 金 円

3 振込先

金融機関名

口座名義

口座種類 普通 当座 その他（ ）

口座番号

担当課係名

担当者確認印	
--------	--

質問書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
(質問者) 氏名又は名称
及び代表者名

(担当者) 氏 名
電 話 番 号

令和8年度市有地一般競争入札について、以下のとおり質問します。

物件 番号	質問 番号	質 問 内 容

(注意事項)

- 1 質問のない場合、提出の必要はありません。
- 2 別紙を添付することもできます。